

# 令和7年度沖縄県生活困窮者暮らしサポート事業企画提案仕様書

## 1 委託業務の名称

令和7年度沖縄県生活困窮者暮らしサポート事業

## 2 期間

契約締結日から令和8年6月30日まで

## 3 目的

本事業は、物価高騰の影響により生活に困窮しているものの、公的支援機関に未だ繋がっていない方に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する自立相談支援事業を実施する機関による支援へ確実に繋げることを目的とし、その具体的な方法として、生活困窮者自立相談支援機関に相談し、支援計画を作成した者に対し食費高騰相当分の食品と引き換え可能な券（以下、「食品券」という。）を配布する。

## 4 企画提案に係る見積り上限額

見積上限額 27,487,000円（消費税、非課税の交付原資など一切を含む）

- ・本見積額は、企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。
- ・交付原資は、21,750,000円（15,000円×1,450人想定）で計上すること。なお、食品券の購入分に関しては、一般管理費及び消費税を計算しないこと。
- ・一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出が難しいものとし、次の計算式により算出し計上すること。  
(直接人件費+直接経費(非課税の交付原資除く)-再委託費)×10%以内  
※再委託費については、一般管理費の計算対象から除外すること。

## 5 業務委託内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこと。なお、本仕様を基本するが、事業種趣旨に沿った、沖縄県の現状を踏まえた事業の効果的・効率的な実施に資する業務・取組等がある場合は、企画提案を行うこと。最終的な実施内容については、企画提案内容を踏まえ県と受託事業者が協議のうえ決定する。

### (1) 事業概要

#### ① 概要

令和7年12月22日から令和8年5月上旬までの期間に、県内の自立相談支援機関

(別紙1参照) で自立支援計画を策定した方(推定1,450人)に対し、専用ウェブサイト上で回答可能な申請書兼アンケート用紙(以下、「申請書」という。)を配布する。

申請を行った対象者に、審査完了後に②で定める食品券を配布する。

② 食品券配布額

(食品券配布額) 1人あたり15,000円(食品券30枚程度)

③ 専用ウェブサイト上での申請ができない者への対応

スマートフォンを所持していない等の理由により専用ウェブサイト上での申請ができない者については、個別で電話等により申請を受け付ける等の対応をとることとする。

(2) 事業の実施期間

以下を基本とし、委託契約締結後、県と受託者の協議により決定するものとする。  
なお、食品券交付申請受付期間については、交付原資の上限に達した時点で期限を待たずして終了することとする。

ア 申請書配布期間

令和8年1月下旬以降申請書配布を開始し、令和8年5月上旬まで

イ 食品券配布申請受付期間

令和8年1月下旬以降申請受付開始し、令和8年5月下旬まで

ウ 食品券交付期間

令和8年1月から令和8年5月31日までに、対象者に食品券を交付すること。  
なお、食品券は申請に応じて都度購入することとし、事業終了時に不用が発生する場合の費用は受託者が負担すること。

(3) 事務局の設置

受託者において、以下のア～ウに基づき事務局を沖縄県内に設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備のうえ、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要因を確実に手配・確保すること。

(4) コールセンターの設置及び運営

事業に関する各種問合せに電話及び電子メール等で対応するコールセンターを沖縄県内に設置し、その運営を行うこと。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。

ア コールセンターの開設期間

事業開始から令和8年5月31日の期間、平日午前10時から午後4時までとする。なお、午後1時から午後2時までは休憩時間として差し支えない。

イ 設備等の用意

コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。

ウ コールセンターに係る通話料

本事業において支援を必要とする生活困窮者に対する負担軽減のため、コールセンターへの問い合わせの際に発生する通話料については、事務局の負担とすること。

エ FAQの掲載

頻出する問合わせ事項については、FAQとしてまとめ、専用ウェブサイト上に掲載すること。また、FAQの内容は随時更新することとし、その内容について事前に県の承認を得ること。

オ コールセンター業務の再委託

コールセンター業務については、再委託を認める。ただし、受託者の責任において適切に管理すること。

## (5) 利用者への食品券交付

ア 食品券の種類

※食品券については、以下の条件をすべて満たすこと。

- (a) 紙商品券であり、現金との引き換えができないこと。
- (b) 購入できる対象が食品（酒、嗜好品類を除く）に限定されること。
- (c) 沖縄県内でのみ使用が可能であり、利用可能店舗数が70店舗以上あること。
- (d) 沖縄県と受託事業者の業務委託契約締結後に発行され、43,500枚以上の発行が可能であること。
- (e) 発行後の利用期間が発行から6ヶ月以内であること。
- (f) 食品券1枚あたりの単価が500円相当であること。

イ 食品券交付申請に係る手続き

・食品券の交付手続きは、原則、専用ウェブサイトからのオンライン申請とすること。ただし、5(1)③のとおり、オンライン申請ができない方向けに、他の申請手段も確保すること。

・申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講じるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用者にとってできる限り簡易かつ分かりやすい方法をとること。

(a) 食品券交付の流れ

- ① 自立相談支援窓口は、面談を実施後支援プラン策定者に対し、申請書を配布

- ② 相談者は、PC、スマートフォン等から専用ウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力し事務局へ申請
- ③ 適正に申請された場合、事務局から受付完了メール等を送信（受付番号を付番）
- ④ 事務局において申請データの内容を審査
- ⑤ 申請が適当と認められる場合は、食品券を簡易書留等追跡可能な方法により発送する

(b) 申請時に入力・添付を求める項目

- (a) ②における申請時に入力を求める次の項目について、申請フォームを作成すること。なお、事業開始前に①～④以外に必要となる項目が生じた場合は、県と受託者との協議により項目を追加又は削除することができるとしている。

**【申請時に入力・添付を求める項目】**

(※) については、プルダウン等による選択式とすること

(i) 申請者情報

氏名、フリガナ、年代（※）、住所、電話番号、メールアドレス

(ii) 自立相談支援機関で交付されるシリアルナンバー

(iii) アンケート（設問については県で作成）

## ウ 食品券交付申請に係る審査

受託者は、支援プラン策定者から申請兼アンケートの回答があったときは、申請データに係る入力内容に基づき、以下の審査を行うこと。

- (a) 必要項目に不足がないこと
- (b) 自立相談支援窓口で発行済のシリアルナンバーと相違無いこと
- (c) 本事業による食品券の配布は1世帯につき1回のため、申請者の氏名、住所等に重複がないか確認すること

## エ 食品券の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算しておよそ1～3週間以内に、利用者に対し食品券を交付すること。

なお、申請内容に不備がある等の場合には、申請者に確認のうえ、入力内容の修正を求める等の対応を行うこと。ただし、食品券の交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、審査の結果食品券が付与できないこと及びその理由について、電子メール等文書により通知すること。

## オ 食品券交付結果報告書

食品券配布期間終了後、速やかに申請及び食品券交付状況、アンケート集計結果等について集計した報告書を県に提出すること。

## (6) 専用ウェブサイトの設置及び維持・管理

事業に係る専用ウェブサイトを設置し、委託業務が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。専用ウェブサイトは、利用申請の受付及びアンケートの実施を目的としたものであることとし、保守管理や維持管理の方法については、企画提案に記載すること。

## (7) スケジュール

事業実施に係るスケジュールの概要は以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議のうえ、決定する。

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| ・令和8年1月中旬  | 契約締結                       |
| ・令和8年1月下旬  | 交付申請書、専用ウェブサイトの作成          |
| ・令和8年2月上旬  | 交付申請書を自立相談支援機関へ配布、交付申請受付開始 |
| ・令和8年2月中旬  | 食品券発行、食品券交付開始              |
| ・令和8年5月上旬  | 交付申請兼アンケート回答受付終了           |
| ・令和8年5月31日 | 食品券交付終了期限                  |
| ・令和8年6月下旬  | 受託者から県へ実績報告書の提出締切          |

## 6 委託料の支払い等

契約締結後、受託者から請求があった場合、支払計画に基づき概算払いすることができる。

## 7 成果品の提出等

### (1) 成果品

#### ア 実績報告書

以下の内容を含めた実績報告書を作成すること。

- ① 申請受付件数、審査結果、食品券交付実績などの基本データ
- ② 利用者属性の分析結果（年代別、性別、世帯構成別等の利用者特性の集計・分析）
- ③ アンケート結果の分析（利用者の反応、満足度、事業改善に向けた指摘等）

提出形式：A4版紙媒体（ドッジファイル）2部（正・副）及び電子ファイル（Word、Excel）

イ 業務実施にあたり収集及び作成したデータを収納したDVD等の光学媒体1枚

※以下のデータを含めること

- ・申請データ（利用者属性、申請日時等）
- ・アンケート集計データ（Excel形式）
- ・その他実施に伴う記録・資料

### (2) 提出期限

令和8年6月30日（火）

（3）提出場所

沖縄県生活福祉部保護・援護課

## 8 再委託の制限

再委託については以下のとおり制限するが、実施を予定する場合、内容を示すこと。

### （1）一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることのできない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることのできない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・契約金額のうち、食品券購入に係る交付原資を除いた額の50%を超える業務
- ・コールセンター業務、専用ウェブサイトの設置及び維持・管理を除く、生活困窮者からの食品券配付申請に係る判断及び審査、事業全体の進行管理など統轄的かつ根幹的な業務

### （2）再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることのできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### （3）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

＜その他簡易な業務＞

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿データの入力及び集計等

## 9 その他、留意事項

（1）採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。

- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (3) 受託者は、本業務の責任者として、事業全体を十分に管理可能な者を設置すること。
- (4) 受託者は、本業務の目的を十分に理解したうえで業務を遂行すること。
- (5) 本業務の実施にあたり県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施により知り得た個人情報について、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）を遵守し取扱うこと。
- (7) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。
- (9) 本事業で収集したアンケートデータについては、別途委託する「生活困窮者暮らしサポート検証事業」の受託者に提供することを前提とする。提供にあたっては、個人情報保護に十分に配慮し、匿名処理を施した上で提供すること。

## 沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	事業実施者	窓口名	住所
沖縄県	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 北部	名護市大中3-9-1 官公労2階 【管轄地域】国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
		沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 中部	沖縄市明道1-21-5 1階 【管轄地域】恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村※恩納村、読谷村、北谷町は、役場内にも相談窓口があります。
		沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部支所	那覇市泉崎1-22-1 カフーナ旭橋A街区6階(グッジョブセンターおきなわ内) 【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町
		沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部	南風原町宮平496-21 SKSビル 1F 【管轄地域】西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、渡嘉敷村、渡名喜村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村、竹富町、与那国町
那覇市	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階(グッジョブセンターおきなわ内)
宜野湾市	市直営	宜野湾市 福祉総務課 生活支援係	宜野湾市野嵩1-1-1 宜野湾市役所内
石垣市	市直営	石垣市 福祉部 福祉総務課 総務係	沖縄県石垣市真栄里672番地
浦添市	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会	浦添市 自立サポートセンター・てだこ未来	浦添市安波茶1-1-1 1F 浦添市役所内
名護市	市直営+社会福祉法人 名護市社会福祉協議会	名護市 くらしと仕事の応援センター さぽんちゅ	名護市港1-1-1 名護市役所内
糸満市	社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会	糸満市 くらしのサポートセンター きづき	糸満市潮崎町1-1 糸満市役所内
沖縄市	公益財団法人 沖縄県労働者福祉基金協会	沖縄市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	沖縄市仲宗根町35-3
豊見城市	社会福祉法人 豊見城市社会福祉協議会	豊見城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所2階(社会福祉課内)
うるま市	合同会社クレッシェレ	うるま市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	うるま市みどり町1-1-1 うるま市役所内東棟2階
宮古島市	市直営	宮古島市 生活福祉課 地域福祉係	宮古島市平良字西里1140番地
南城市	市直営	南城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所社会福祉課内